

令和6年 第5回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和6年5月24日(金) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室2

○提出議題（19件）

高農議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
高農議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
高農議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
高農議第17号 非農地証明願出のこと(2)
高農議第18号 農地利用集積計画の決定について(1)
報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(5)
報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理
報告のこと(1)
報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理
報告のこと(2)
報告第18号 農業用施設設置届出のこと(1)
報告第19号 農地の使用貸借の解約通知のこと(1)
報告第20号 農地利用変更届出のこと(1)

○出席委員（14名）

1 番	大濱 正則	2 番	北野 保夫
3 番	本庄 捨伸	4 番	北野 益生
5 番	前橋 瑞紀	6 番	野村 富夫
7 番	北原 知子	8 番	駒井 隆彦
9 番	長谷川 巧	10 番	松本 慶一
11 番	松本 眞実子	12 番	芦谷 博務
13 番	杉田 住夫	14 番	宮下 多恵子

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（3名）

事務局	事務局長	西田 幸生
〃	主 幹	鵜鷹 一成
	事務吏員	吉田 美紅

○出席市長部局（1名）

産業振興課	副主幹	尾塩 昌昭
-------	-----	-------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第5回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案は、高農議第14～18号の8件、報告第15号～報告第20号の11件、併せて19件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 それでは第5回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により11番、及び 12番よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 高農議第14号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局 高農議第14号は農地法第3条第1項の許可申請2件です。
- (高農議第14号、1～2番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いします。申請番号1番について、伊保地区をお願いします。
- 1番 事務局の説明通りで地区としても問題ないと思います。
- 議 長 申請番号2番について、阿弥陀地区をお願いします。
- 2番 事務局の説明通りで地区としても問題ないと思います。
- 議 長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問、ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議第14号は承認されました。
- 続きまして高農議第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局 高農議第15号は、農地法第4条第1項の許可申請1件です。
- (高農議第15号を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第4条第6項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区をお願いします。
- 3番 事務局の説明通りで地区としても問題ないと思います。
- 議 長 地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問、ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議第15号は承認されました。

	続きまして高農議第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	高農議第16号は、農地法第5条第1項の許可申請2件です。 (高農議第16号 1番と3番を読み上げる) 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。申請番号1番について、伊保地区お願いします。
■番	事務局の説明通りで地区としても問題ないと思います。
■番	申請番号3番について、北浜地区お願いします。
議長	事務局の説明通りで地区としても問題ないと思います。
各委員	地区の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問、ご異議はございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり)
	異議の声がありませんので、高農議第16号は承認されました。
	続きまして高農議第17号「非農地証明願出のこと」を議題といたします。
事務局	高農議第17号は、非農地証明願出のことで、2件です。 (高農議第17号を1～2番を読み上げる) この農地は、1種農地であり転用はできない。申請番号1番と2番は一体利用しており、昭和59年8月に田から畑へ利用変更しこの時に地上げし農業用倉庫を建てたものと思います。現在も農業用倉庫は建っており、それ以外は更地で草の管理はしてあります。土を持ってくれば畑として利用できるのではとの考えもあると思われます。また、机上に現況の写真を置いているので、写真も参考に非農地にするかどうかの審議をお願いします。
■番	昭和59年当時の頃のことはよくわかりませんが、田から畑にはしているが畑として利用していた感じはなく、車が駐車できるぐらいの更地となっています。農業用倉庫は使っていたかもしれませんがその前の畑は耕作していた記憶がありません。雑種地というか車が止めれるような場所で今に至っています。
議長	地区の補足説明が終わりました。この案件についてご質疑ありませんか。
■番	この農地は非農地に見えますが、土を持ってきたら畑になる考えもあります。こうであれば非農地ですという定義はありますか。
事務局	本日、お配りしている「高砂市農業委員会内規集 令和5年7月」を抜粋したもので、高砂市農業委員会非農地証明事務取扱要領の34ページから38ページについて簡単に説明します。
■番	非農地になると宅地になるのか。もちろん税金も変わってくるんでしょ。当然、農地と非農地では変わるでしょ。その辺はどうですか。
事務局	現況で課税されます。更地部分と倉庫が建っている部分があるから、その方がどう地目変更されるかで変わります。
■番	事務局は現場を見に行き非農地と認めているのですか。

事務局	事務局も現場を見に行きますが、34ページの非農地証明事務取扱要領の第4の証明基準には、対象地の現地調査は農業委員1人以上を含む複数の者が現地調査を行うとなっており、農業委員が現地調査を行っています。
■番	農業委員は、現地調査に行つて非農地と思ったのですか。
■番	非農地証明を1種農地の中でしていくと、普通では出来ない資材置場などが1種農地の中にだんだん出来てしまうのでそれをどうやって止めていくかだと思います。
■番	非農地とは竹藪で山の裾でどうしようもないところでしょう。違いますか。
■番	この農地は田んぼから畑へ利用変更しています。利用変更する意図があるのに、土は何を入れているのですか。山土を入れているのですか。人が介入してこういう状態にしたんでしょ。それを人が介入して20年経ったから非農地にしてほしいという考え方はおかしいのではないですか。
■番	非農地とは山の裾で、竹藪でどうしようもないところを証明してくださいではないのですか。今までずっとそうでした。事務局が現地を確認して、議案として上がっているんでしょ。
事務局	事務局としては、先ほども説明しましたが、資料の写真を見るかぎり、この状態で畑の土を持ってくれば畑ができます。1種農地であり畑として耕作できると思います。
	34ページの非農地証明事務取扱要領の第4の証明基準に書いてあります。 (証明基準を読む。)
	写真を見られていろんな意見あると思います。非農地の判断については総会で行うこととなっておりますので今日、委員のみなさんいろんな意見を出していただいて最終判断していただく形になると思うのでよろしくお願いします。
■番	阿弥陀地区ではそこまで議論をしていません。この場で議論したらいいということですね。
事務局	そうです。
議長	事務局の方から非農地証明の説明をいただきました。その内容を踏まえて各委員さんの意見を出していただければいいと思います。よろしくお願いします。
■番	私は現地を見に行ったんですけど、現況をみれば正常に畑の状態に戻せる状況ですし、土を持ってきたら畑もできるような感じで木とか竹とか生えた状況ではないので非農地には該当しにくいと思います。
議長	私もこの場所を見に行きまして、非農地証明の許可は出しにくいです。■番委員が言われたように田から畑に利用変更を出されて畑として耕作しようと思えば出来る状態であると思います。非農地証明の取得のあとは何をされる予定なんですか。
■番	その辺はわかりませんが、今までの現状は、ここは盆栽の競り市みたいなことをしていたが、それも高齢になってしておらず除草剤だけをずっと撒いている感じで、その当時は横に小さなものを植えていました。中は車を止めて両サイドに盆栽とか簡単な野菜とかを植えていました。畑まではいかないがそういう管理はできていたので非農地にはその当時から該当しにくいと思っています。今現在

は、両サイドに植えていたものを取ってしまって、取ってから大分経過していると思います。

■ 番

第1種農地は基本転用できないのですから、こういう形の非農地にも出来ないのではないのでしょうか。いろんな条件を付けたらできるのかもしれませんがその辺はどうでしょうか。

事務局

非農地証明は、農業用振興地域ではダメですが、農業用振興地域でない1種農地ではできます。

■ 番

1種農地ではできるのですか。ここは誰が見ても非農地ではないでしょ。それでもできるのですか。

事務局

委員のみなさんが本当に農地でないと認めれば、1種農地でも非農地証明は出ます。

■ 番

非農地になれば、資材置場でも何でもできるんですね。

事務局

基本的にはできます。

■ 番

太陽光もできるんですか。

事務局

市街化調整区域なので市街化調整区域で建てれるものしか建たないです。

■ 番

太陽光もできるんですね。

■ 番

税金は雑種地になると確実に上がります。上がると分かってしているので何かあるのでしょうか。

事務局

税金は現況で課税されていると思います。

■ 番

税金は現況でとられますからね。

■ 番

こんな状態の非農地証明を農業委員会で許可していったら1種農地でこういう方法があとあとずっと続くようなことになると思います。

■ 番

こんな状態で今まで非農地証明をしたことはありません。

■ 番

過去に1件あった。■■■■の横。

事務局

あれは北池、南池の方でJR線より南側。

■ 番

農地のまま建物を建ててしまっており非農地証明を出したことがあります。あそこは2種ですか。

事務局

2種です。

■ 番

私は、この農地の北側の田んぼの耕作をしています。田植えの時に、この農地に人が結構来て、作業もしていた。こんなに人がいるとの記憶はあります。

■ 番

なんか人がたくさん居ました。

■ 番

田植えをしていた時に、横で騒がしくしていました。

■ 番

どういうグループかわからないが大勢きていました。

議長

他、ご意見ございませんか。

■ 番

非農地にできる条件は、高砂市も姫路市も加古川市も同じですか。

事務局

農振地域があると違うと思います。

■ 番

たぶん加古川市は違うでしょう。

事務局

高砂市農業委員会非農地証明事務取扱要領と同じようなものを県も出しています。どこの市も大体同じような内容になっています。

■ 番

加古川も姫路も一緒ですか。

事務局	県が出しているなので内容は同じですが、農振地域があるなしで、各市で少しずつ変えています。
議 長	他、ご意見ございませんか。
■ 番	私のところには測量士の方が来て市から書類もらって来たので、現状の説明をしたうえでハンコを押して下さいと申し出がありました。確かに畑として使った実績もなさそうであったので私は北山の農会としてハンコを押しました。
■ 番	どうして事務局が書類を渡すのですか。
事務局	非農地証明願出の申請用紙を渡しただけです。渡すことに対し拒否はできません。事務局から農会長へハンコをもらいに行ってくださいとは言っていない。
■ 番	事務局が許可したのか。
議 長	この申請に必要な書類を渡されただけですか。
■ 番	事務局は書類を渡した記憶はありますか。
事務局	書類を渡したことは覚えています。
■ 番	測量士が ■ 番委員のところに来たとの話だが、申請者の本人からの連絡はありましたか。
■ 番	申請者本人からの連絡はありません。
議 長	他、ご意見ご質疑ございませんか。
各委員	(なし)
議 長	高農議第 17 号非農地証明願出のことについて、採決をいたします。
	許可する方は挙手願います。
各委員	(1 人挙手)
議 長	許可しない方は挙手願います。
各委員	(13 人挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。
	高農議第 17 号非農地証明願出のことは、許可 1 人、不許可 13 人ということで不許可となりました。
	続きまして高農議第 18 号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
	産業振興課 説明願います。
産業振興課	高農議第 18 号は、農地利用集積計画の決定についてで、ございます。
	(高農議第 18 号を読み上げる)
議 長	産業振興課の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問、ご異議はございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議の声がありませんので、高農議第 18 号は承認されました。
	続きまして報告第 15 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出のこと」を報告いたします。
事務局	報告第 15 号は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出で、5 件ございます。
	(報告第 15 号、1～5 番を読み上げる)

議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	続きまして報告第 16 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。
事務局	報告第 16 号は農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出にかかる専決処理報告で、1 件ございます。
	(報告第 16 号、1 番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	続きまして報告第 17 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。
事務局	報告第 17 号は農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告で、2 件ございます。
	(報告第 17 号、1～2 番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	続きまして報告第 18 号「農業用施設設置届出のこと」を報告いたします。
事務局	報告第 18 号は農業用施設設置届出のことで、1 件ございます。
	(報告第 18 号、1 番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	続きまして報告第 19 号「農地の使用貸借の解約通知のこと」を報告いたします。
事務局	報告第 19 号は農地の使用貸借の解約通知のことで、1 件ございます。
	(報告第 19 号、1 番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	続きまして報告第 20 号「農地利用変更届出のこと」を報告いたします。
事務局	報告第 20 号は農地利用変更届出のことで、1 件ございます。
	(報告第 20 号、1 番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	その他、委員のみなさんから何か意見等ありますか。
■ 番	

事務局

[Redacted text block]

■ 番

[Redacted text block]

議 長

[Redacted text block]

■ 番

事務局

■ 番

[Redacted text block]

事務局

[Redacted text block]

■ 番

事務局

[Redacted text block]

■ 番

[Redacted text block]

議 長

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前 11 時 40 分

議事録署名委員

松本 眞実子 委員

芦谷 博務 委員